

仙台大学と一関学院高等学校との高大連携に関する協定書

仙台大学（以下「大学」という。）と一関学院高等学校（以下「高校」という。）は、相互の連携により、学校教育の振興並びに地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大学と高校が包括的連携のもとに、教育・研究及び文化等の分野で相互に協力し、学校教育の振興並びに地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とし、相互協力・連携体制を構築するために協定を締結する。

（連携事項）

第2条 大学と高校は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携協定をするものとする。

- （1）教育内容及び教育方法に関すること。
- （2）教育・研究に関すること。
- （3）学習支援に関すること。
- （4）授業、実習及び入学者の選考方法等の高大連携の円滑な推進に関すること。
- （5）教員の養成及び研修に関すること。
- （6）地域社会の発展に資すること。
- （7）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（実施の方法）

第3条 大学と高校は、前条の各号に掲げる連携協力に関する事業を実施する場合は、当該事業ごとに担当する部署が協議するものとする。

2 前項の協議に関して、大学と高校は、予め、第2条各号の連携事業ごとにそれぞれ担当者を定め、相手方に連絡するものとする。

（経費）

第4条 本協定に要する経費の負担については、当該事業ごとに大学と高校が協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第5条 大学および高校は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た情報については、本協定の有効期間中および有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合には、この限りではない。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定期間の日から発効し、令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、大学、高校のいずれかから、見直しの申し出がない場合には、更に1年間更新し、その後も同様とする。

2 この協定が終了した場合、その時点で継続している活動も終了することを原則とする。ただし、大学、高校のいずれかから活動中の事業継続を希望する旨の申し出がある場合は、当該活動の取扱いを別途協議するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項について、疑義が生じたときまたは本協定に定めのない事項について必要があるときは、大学と高校が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、大学と高校が署名のうえ、各自1通を保有する。

令和4年11月29日

仙台大学 学長

一関学院高等学校 校長